

議案第247号

大阪市立弘済院条例等の一部を改正する条例案

(大阪市立弘済院条例の一部改正)

第1条 大阪市立弘済院条例（昭和26年大阪市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第24項」を「同条第26項」に改める。

(大阪市立特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第2条 大阪市立特別養護老人ホーム条例（平成17年大阪市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第8条第24項」を「第8条第26項」に改める。

(大阪市立介護老人保健施設条例の一部改正)

第3条 大阪市立介護老人保健施設条例（平成8年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改める。

第2条第1項第1号中「同条第25項」を「同条第27項」に、「介護保険法」を「法」に改める。

第17条第2号及び第19条第1号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

介護保険法の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市立弘済院条例ほか2条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立弘済院条例 (抄)

第2条 院は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）その他の法令による保護又は措置を要する者（以下要保護者等という。）を保護し、又は養護すること並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護（以下短期入所生活介護という。）に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者、同条第24項に規定する介護福祉施設サービス（以下介護福祉施設サービスとい**第26項**う。）に係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者及び同法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下介護予防短期入所生活介護という。）に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給に係る者を養護することを目的とする。

大阪市立特別養護老人ホーム条例 (抄)

(入所資格)

第4条 大畑山苑に入所することができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1)-(2) 省 略

(3) 介護保険法第8条第24項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」とい**第26項**う。）に係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者

(4)-(5) 省 略

大阪市立介護老人保健施設条例 (抄)

(設 置)

第1条 本市に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定す**第27項**

る介護老人保健施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省

略

(休館日)

第2条 施設の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第 8 条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）、同条第25項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）又は介護保険法第 8 条の 2 第10項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）に係る入所の許可を受けた者（以下「入所者」という。）の使用 省略

(2) 省略

2 - 3 省略

（指定管理予定者の選定）

第17条 市長は、第15条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 省略

(2) 法第 8 条第25項の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費第27項

の縮減が図られるものであること

(3)-(4) 省略

（業務の範囲）

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 法第 8 条第25項の目的を達成するため必要な事業の実施に関すること第27項

(2)-(3) 省略